

アシア局長

第五課長

原爆報案處理に関する件

三九、三、十七

アシア五課
内

本十七日前、アシア局長室にて、アシア一課長

改米一課長、情文一、二課長、米約三課長

國協三課長、統務課大和田事務官 及び アシア五課長
(水産庁海洋一課長出席)

参考の上、本件處理に關し懇討せる結果、問題表

極
祕

解
除
第11回公開

等の通りである。

一、事実關係を明らかにする二点、

(1) 船の位置は危険区域内外か内か、

航行中終止始危険区域外であつたが、危険区域内に入つたとすれば、閃光毎日擊レタときか、灰をかぶつたときか。

(2) 船は無電機を備付けていたか、

無電機故障の有無、無電技術の資格、米側の監査を受信したるか、英語を解するか。

(3) 船體区域及び日本側の航路公示の性質、

口際水路会議の決議等に基づく資料交換を正式の通知とみなしてうるか。

14 被害状況の調査、

二、損害補償請求権について

請求権の有無

(1) 船が危険区域外に立た端石

米側の不法行為(過失・重大)に対する請求である。

(2) 危険区域内に立た端石

米側が実質的な警告措置をとつていかなかった場合には、同様請求できる。

(3) 米側が実質的な警告措置をとつて立た端石に
付公海上における商業航行権利と米側の慣習
を行な权利とが違合し、請求権の有無につれて
問題がある。

請求権行使の方法

論理的には、政府が介入せよと。被害者が

米側に訴を提起すればよい。

- (2) 外交的抗議を行ひ、損害賠償を要求する。
(3) 外交を踏み通し、被害事実を通じて
先方の判断に手を貸す者に対する相当の見舞
金をもって解決する。

損害の範囲

治療費、生活費、船体損害、油、貨物損害、

航海費、物的・精神的損害等。

日本的應急補償

医療措置費、船員保険料により救済する。日本政府
が特別の補償措置を講ずるは意味がない。

（）見舞金で解決する場合は、日本側で事前補償を行ふ必要はない。

三、機密保持について

午前原様被寒状況等につき 日本国として荒氣禁止等を
行う法的根據はなく、米側から協力要請があつた
場合、開港場閑に自らの筋力を主張する以外にはい